

(3)養子縁組を斡旋させる養親および養子は、関係人(刑法 12 条)として処罰されない。

第 2 点は、児童および青少年援助法は、養子縁組の斡旋は、公的機関にのみが行うこととし、助言、支援サービス、教育については、民間団体による提供を認めているという点である。実際には、後者の分野では、民間団体に例えば養子縁組のための入門講座の開設や養親教育を委託している。

2013 年に改正された児童および青少年援助法 31 条の立法理由によると、次のような整理がなされている。すなわち、本法が対象とする養子縁組に関する、児童福祉機関の任務とは、①養子縁組成立の際の実父母への助言および支援、②養親希望者への助言、かれらの養子縁組への準備教育、養親希望者の養親としての適性判断、③国内養子縁組の場合の養子縁組の斡旋(将来の養親の選定)であるという。このうち、公的な福祉機関(少年局)によってのみ行われるのが、養親としての適性判断と養子縁組斡旋である。

(ア)教育：民間団体に委ねられる部分

州によって名称は異なるが、「養子縁組のための入門講座」を養親希望者は受講することになる。例えばオーバーエスターライヒ州の場合、民間の児童および青少年福祉団体 planB により 4 単位と認定される講演が 1 日行われる。2015 年初めの時点でこの入門講座には 110 ユーロの受講料が設定されている。

(イ)で述べる養親としての適性審査で適性ありと判定されると、同じく planB による「養子縁組のための専門講座」を受講することになる。この講座はもちろん毎日開催されるわけではないが、全体として 3 カ月以上に及ぶものである。1 日セミナーが 2 回、週末のセミナーが 2 回で総計 37 単位分の講座である。このセミナー受講費が 280 ユーロである。

(イ)適性審査

「養子縁組のための入門講座」を終了すると、講座のときに記入した養親希望者のアンケートが管轄の少年局のソーシャルワーカーに引き継がれる。さらに、養親希望者は、子どもを養育、教育できる状態にあるという医師による証明書および警察の無犯罪証明書を提出することになる。

適性審査は少年局のソーシャルワーカーによって行われる。養親希望者は、何回かの対話のためにソーシャルワーカーの下を訪問し、少なくとも 1 回はソーシャルワーカーによる家庭訪問が行われる。オーバーエスターライヒ州の場合は、心理学者との対話も実施される。こうした対話は、数週間の間隔をおいて行われ、審査期間は少なくとも 4 から 6 週間かかる。時間的間隔を置くというのは、その間に養親候補者は、自分を見つめなおしたり、夫婦で話し合ったりするために必要なことである。

養子に出される子のために、適任の親を探し出すのが公的な児童および青少年援助の任務であるとされている。養子縁組の斡旋にとって決定的なのは、子と養親候補者との「馬が合う」ことであるという。斡旋のための基準は、子のニーズである。子のニーズとは、

例えば、子は特別な支援を必要としているので、それぞれ異なる支援の必要性ということである。原則として、養親子間の年齢差が45歳を超えないように留意されている¹⁴。

公的機関である少年局が行う養子縁組の斡旋とは、適性審査とそれに基づいて、どの子に具体的にどの養親を選ぶかという作業を指していることがわかる。

養子縁組斡旋については経費の支払いは発生しない。ただし、各種証明書発行費用や国際養子縁組の場合の翻訳料は養親希望者の負担となる。また、裁判所での裁判手数料は78ユーロである。

(c)養子縁組の種別

ABGBの条文からわかる養子縁組の種別は未成年養子縁組(行為能力をもたない者の養子縁組)と成年養子縁組(行為能力ある者の養子縁組)である。しかし、児童福祉実務では、①開かれた養子縁組(Offene Adoption、オープンアドプション)、②半分開かれた養子縁組(Halboffene Adoption)、③匿名養子縁組(Inkognito adoption)が用いられている¹⁵。

①開かれた養子縁組

このタイプの養子縁組は、実務上、きわめて稀にしか行われぬ。実父母と養父母が、直接交流する。養子縁組前に、実父母と将来の養父母が知り合うのは、②の半分開かれた養子縁組と同様であるが、養父母の氏名および住所が実父母に知らされている。養父母と実父母は訪問しての交流が可能であるというのが大きな特色である。ただし、養父母の意思に反しての訪問権を実父母は有しているわけではない。

②半分開かれた養子縁組

少年局の仲介で、実父母と養父母が交流する機会をもつタイプの養子縁組。養子縁組前に、実父母と将来の養父母は互いに知り合うが、互いに氏名も住所も知らせない。このタイプの養子縁組では、実父母・養父母双方が、互いに個人的印象を得て、率直な質問をする。実父母は、養子縁組家庭についての具体的なイメージを得ることができるのである。養子縁組成立後は、少年局の仲介で、写真または手紙を交換でき、そのことによって実親は子どもの人生に寄り添うことができるタイプ養子縁組である。

③匿名養子縁組

実父母が、養父母の氏名が公表されること、つまり養父母を知ることを放棄するタイプの養子縁組。実父母は養父母を知ることなく、裁判記録の閲覧もできない養子縁組。養子縁組後、実父母と養父母には少年局を通じての手紙によるやりとりは許されているが、その手紙で養親の氏名や住所は示されない。実親には、養子縁組前に、養親と養親の生活環境に関する一般的な情報が伝えられる。例えば、養親の年齢、職業、宗教が一般的な情

¹⁴最大年齢差45歳とともに最少年齢差は16歳が適切であると、2013年の児童および青少年援助法の立法理由と記されているが、最少年齢については本文中に述べたように、2014年12月14日の憲法裁判所判決によって、このことを定める民法193条2項について違憲判決が下されている。

¹⁵Haunschild, A./Schwarz, K. Familien und Recht Rechte und Pflichten zwischen Eltern und Kindern, 2.aktualisierte Aufl., NWV Verlag, Wien, Graz, 2013, S.29ff.

報には含まれる。匿名養子縁組は、養親家庭での養子の支障のない成長を主たる目的とするものであるとされている。

匿名養子縁組については、他の種類の養子縁組と異なり、非訟事件手続法第 86 条 4 項が、匿名養子縁組を行うことについて公正証書によることを求めている。匿名養子縁組についてのみ、非訟事件手続法 88 条が特別規定を設けている。

(3) どのような子が養子になるのか

① 実母が養子に出すことを決めた子¹⁶

養子縁組手続が始まるのは、実母が子を養子に出すことを決意したときからである。養子に出すことを決意すると、実母は、少年局に子にふさわしい養親を斡旋することを依頼することになる。この時点で、実母は、既述の 3 つのタイプ養子縁組（匿名養子縁組、半ば開かれた養子縁組、開かれた養子縁組、）のうちどのタイプの養子縁組を目指すのかを選択しなくてはならない。

国内養子縁組の場合でも国際養子縁組の場合でも、中心になるのは少年局である。少年局は、養親候補者と実親(多くの場合、実母)に助言し、包括的な情報を提供し、養親の適性を調査して、子にとって適任の養親を斡旋する。養親として斡旋の対象になるのは、養親としての適性要件に合致して少年局の養子縁組希望者の待機リストに掲載されている者である。この待機リストに掲載する前に、少年局のソーシャルワーカーによって、個人的・社会的な条件、周囲の環境、ケースごとに異なる養子縁組の動機、家庭調査（ホームスタディ）の報告書がまとめられる。このほかに、養親の所得や住居の状況が調査される。さらに、養親となる者が精神的にも身体的にも健康であることを証する、医師による診断書が必要となる。そのほかに犯歴証明書（無犯罪証明）も必要である。暴力犯、性犯罪、児童虐待に関連する犯歴があるときには養子縁組の斡旋対象にはならない。

実際に子が養子として斡旋される養親には、多くの場合、子に関する基本的な情報が書面で伝えられる。例えば、疾病に起因する子の特別なニーズの存在、その子を養子に出す理由、子のそれまでの生活史といったものが基本情報に数えられる。養親になる候補者は、提案される子を拒絶することもできるというのも留意しておく必要がある。

他方で、少年局のソーシャルワーカーは、具体的な養親候補者を見つけると、子の実親に養子縁組に関する提案を具体的に示しながら説明する。この提案に対しては、子の実母は同意するか、別の提案を求めることもできる。実母が少年局のソーシャルワーカーの提案に同意すると、その段階で子は養親候補者による暫定的養育に委ねられる。養子縁組手続は 6 カ月から 12 カ月かかるが、その間、養親候補者は里親としての地位を有する。ただし、手当は支給されない。

この状態でおよそ 6 カ月経過すると、公証人、弁護士もしくは少年局によって準備され

¹⁶Haunschmidt, A./Schwarz, K., a.a.O. (Fn. 14), S. 30ff. およびウィーン市 MAG11, Amt für Jugend und Familie Servicestelle のソーシャルワーカー Petra Mandl 氏からの聞き取り結果による。

る養子縁組契約書に署名することになる。署名がすむと、養子縁組契約書は、少年局によるホームスタディ報告書とともに、承認を得るために裁判所に提示される。同意権者からの同意、聴聞権者の聴聞は行われなければならない。すでに挙げた証明書類に加えて、実親もしくは養親が既婚者であれば婚姻証明書、その他、住民票、国籍証明書、実母が実父を明らかにしているときには、実父の同意も必要になる。

②匿名出産とベビークラッペ

2014年秋に公表された、連邦家族・青少年省による2013年の児童福祉報告によると、次のような統計数値が出ている。

国内養子縁組の斡旋数(括弧内は、その内の匿名養子縁組の件数)は、オーストリア全体で91件(37件)、内訳はウィーン市32件(9件)、ニーダーエスターライヒ州8件(7件)、ブルゲンラント州3件(2件)、シュタイアーマルク州13件(2件)、オーバーエスターライヒ州15件(6件)、ザルツブルク州2件(2件)、チロル州5件(0)、ファオアルルベルク州2件(2件)、ケルンテン州11件(7件)である。国内養子縁組全体の3分の1の養子縁組がウィーン市に集中しているのがわかる。また、地域的に利用率にばらつきはあるが、全体では3分の1強が匿名養子縁組である。

オーストリアは、母の匿名性を認める匿名出産とベビークラッペの両方を制度上公認している¹⁷。その匿名出産数(()内はその内、匿名性を取り消した件数)は、オーストリア全体で46件(7件)、ウィーン市19件(3件)、ニーダーエスターライヒ州5件(1件)、ブルゲンランド州3件(1件)シュタイアーマルク州5件(0)、オーバーエスターライヒ州4件(1件)、ザルツブルク州4件(1件)、チロル州3件(0)、ファオアルルベルク州0件(0)、ケルンテン州3件(0)である。ベビークラッペの利用は、ウィーン市で1件あるのみである。匿名出産とベビークラッペの両者を合わせると、国内養子縁組の半数以上を占めている。匿名出産で子を出産した46件中7件で、母が匿名性を取り消している。これら7件の子が、最終的に実親養育、里親委託、施設委託、養子縁組のいずれになったのかわからないが、この7件がすべて養子縁組には至らなかったとしても、単純にいうと(つまり、前年からの持越しや翌年への持越し事例がなく、すべて同一年内に処遇が決まったと仮定した時)91件の国内養子のうち、40件が匿名出産とベビークラッペによる子だったということになる(43.96%)。それ以外の子は、実親(実父母または実父母の一方、多くは実母)が、子を養子に出すことにするタイプの養子縁組であるということが出来る。また、養子縁組とは話題が少しづれるが、匿名出産とベビークラッペの双方が公認されてい

¹⁷Erlass vom 27.Juli 2001 über Babynest und anonyme Geburt. この政令については、阪本恭子訳「オーストリアにおける捨て子ボックスと匿名出産に関する2001年7月27日の法令」医療・生命と倫理・社会5巻1・2号(2006年)38ページがある。本政令について、法務省の家族法立法担当官のDr.Barthによると、「オーストリアでは、子の出自を知る権利よりも、生きて生まれてくる権利を尊重した」のだという。なお、2014年5月1日から施行されたドイツの秘密出産法について、拙稿「ドイツの秘密出産法—親子関係における匿名性の問題・再論」法学新報121巻7・8号(2014年)163ページ参照。

る場合、どちらの利用者が多くなるのかを示す結果が出ているということができる。

ウィーン市の 2009 年の統計¹⁸によると、2009 年にウィーン市では 29 名の乳児が養子として託置された。そのうち 12 名が匿名出産で生まれた子であり、2 名がベビークラッペに預けられた子である。およそ半分の子（48.28%）が、匿名出産とベビークラッペの対象児童であった。その他の 15 名が、実母または実父母が養子に出すことを決めた子であった。

養子となる児童のおよそ半数近くは、圧倒的多数の匿名出産で生まれた子と少数のベビークラッペに預けられた子によって占められているという傾向があると言ってよい。

匿名出産やベビークラッペに預けられた子の場合、青少年援助機関（少年局）に親の配慮が委ねられる（ABGB207 条）。棄子の場合の手續である。そしてこの機関が法定代理人として養子縁組契約を締結することになる。父母の同意なしに養子縁組を申し立てることができるのは、父母の居所が 6 カ月以上わからないときである（ABGB195 条 2 項）。この場合には、養子縁組の承認手續でどこの誰であるかわからない父母の同意は不要となる。

(4) 養子縁組の同意撤回時期と子の出自を知る権利

実母もしくは実父母が子を養子に出すタイプの養子縁組の場合、同意表明は、法廷で行われなければならない（非訟事件手続法 86 条 1 項）。養子縁組の同意表明は、第 1 審の決定までの間、文書もしくは法廷で行うことができる（非訟事件手続法 87 条 1 項）。養子縁組の承認手續が裁判所にすでに係属しているときには、同意表明は裁判所に申し立てなければならないが、養子縁組斡旋を行った官署で同意表明をしているときには、その官署への同意の撤回を行うことができる。その場合は、当該官署は、裁判所に遅滞なく同意の撤回を転送することになる（非訟事件手続法 87 条 2 項）。

また、養子縁組に関する記録文書は、法的に有効な養子縁組の同意から 50 年以上保管しなければならない¹⁹。養子が 14 歳未満のときには、親の配慮を委ねられた者（養親）の情報請求権は、特に重大な理由（例えば遺伝病や骨髄提供の場合）がなければ認められない。養子となった子本人は、満 14 歳に達すると、自己の情報請求権をもつに至る。

¹⁸Referat für Adoptiv- und Pflegekinder, Arbeitsbericht 2009, S.15.

¹⁹ウィーン市 MAG11、Amt für Jugend und Familie Servicestelle のソーシャルワーカー Petra Mandl 氏へのインタビューによると、ウィーン市では、養子に関する記録文書は青少年局で永久保管されることである。

[参照資料]オーストリア養子縁組関連法

ABGB

第 7 節 養子縁組

第 191 条

- (1) 行為能力ある者は養子をすることができる。養子縁組によって養親子関係が創設される。
- (2) 養親となる者が相互に婚姻しているときにかぎり、[養父母となる者が]同時に、[すでに養父母の一方との]養親子関係が存在しているときには、そのあと[養父母の他方との]複数の者による養子縁組が許される。夫婦は、原則として共同でのみ養子をすることができる。例外が許されるのは、他方配偶者の実子が養子にされるとき、夫婦の一方が行為能力または年齢についての法定の要件を満たしていないので養子をすることができないとき、夫婦の一方の居所が少なくとも 1 年間不明であるとき、夫婦が少なくとも 3 年間婚姻生活を行っていないとき、またはそれと類似かつ特に重大な理由が夫婦の一方のみによる養子を正当化するときである。
- (3) 裁判所の指示により養子とされる子の財産監護を委ねられる者は、この義務を免じられない間は、この子を養子にすることはできない。この者は、あらかじめ管理の計算を行い、かつ委託された財産の保持を証明していなくてはならない。

形式；効力の発生

第 192 条

- (1) 養子縁組は、養親となる者と養子との文書による契約および契約当事者の申立てに基づく裁判所の承認(Bewilligung)によって成立する。養子縁組は、裁判所の承認を得ると契約の意思の合致の時点をもって効力を生じる。養親となる者がこの時点以後に死亡しても、養親となる者の死亡は、裁判所の承認を妨げない。
- (2) 行為能力なき養子は、その法定代理人によって契約を締結し、法定代理人は、この点について裁判所の許可(Genehmigung)を要しない。法定代理人がその同意を拒絶するとき、その拒絶に正当な理由がないときには、裁判所は、養親となる者または養子の申立てに基づいて同意を補充しなくてはならない。

年齢

第 193 条

- (1) 養親は満 25 歳に達していなくてはならない。
- (2) 養父および養母は、少なくとも養子より 16 歳年長でなくてはならない。

承認 (Bewilligung)

第 194 条 承認(Bewilligung)

- (1) 行為能力のない子の養子縁組は、それが、その子の福祉に役立ち、かつ、実親子関係にふさわしい関係が存在する、または確立されるべきときには承認されなくてはならない。養子が行為能力をもつときには、養子縁組は、申立人が、すでに親密な、実親子関係にふさわしい関係が存在することを立証するとき、とりわけ養子と養親となる者が 5 年間家庭

生活を送ったか、または互いに家庭に匹敵する親密な共同体で助け合ったときにのみ承認されなくてはならない。

(2)承認は、第 1 項の要件が存在しないときのほか、養親となる者の実子の重大な利害に反する、とりわけ実子の扶養または教育が危険にさらされかねないときには拒否されなければならない。そのほか、養親となる者がもっぱらあるいは主として実子に損害を与えようという意図で行動する以外に、経済的な利害関係が顧慮されてはならない。

第 195 条

(1)承認は、次に挙げる者が養子縁組に同意する(zustimmen)ときにのみ、与えられることが許される。

1. 未成年の子の父母、
2. 養親となる者の配偶者または登録されたパートナー、
3. 養子の配偶者または登録されたパートナー、
4. 14 歳以上の養子。

(2)第 1 項の同意権が消滅するのは、同意権者が養子の法定代理人として養子縁組契約を締結したとき、同意権者が、理解できる意思表示(Außerung)をできないとき、または第 1 項第 1 号から第 3 号に挙げられている者のうちの一人の居所が少なくとも 6 カ月間不明のときである。

(3)裁判所は、同意拒絶に正当な理由がないとき、第 1 項第 1 号から第 3 号に挙げられている者のうちの一人の拒絶された同意を補充しなくてはならない。

第 196 条

(1)以下の者は、聴聞される権利を有する。

1. 満 15 歳以上で、すでに満 15 歳の時以来養親の下で生活した者を除く行為能力のない養子、
2. 成年養子の父母
3. 里親または養子がいる施設の長、
4. 少年福祉担当機関(Jugendwohlfahrtsträger)。

(2)第 1 項挙示の権利者の聴聞される権利は、この者が養子の法定代理人として養子縁組契約を締結したときは消滅する。さらに、前文の権利者を聴聞できない、または聴聞に著しい困難を伴うときにもこの権利は消滅する。

効果

第 197 条

(1)一方、養親となる者およびその卑属(Nachkommen)と、他方、養子および養子縁組の効力発生の時点でのその卑属の間には、この[効力発生]時点で、血統により創設されるのと同様の権利が発生する。

(2)養子が養親たる夫婦により養子縁組されるとき、第 198 条の例外をのぞき、単に親族関係そのもの(第 40 条)に成立するわけではない、一方、実父母およびその親族と、他方、養

子および養子縁組の効力発生時点でのその卑属との家族法上の関係は、この時点で消滅する。

(3)養子が養父（養母）によってのみ養子縁組されるとき、第 2 項の基準にしたがって、実父（実母）および実父(実母)の親族との家族法上の関係は消滅する。排除されない実父母の一方に対して、裁判所は、右の実父母の一方が同意するときには、[家族法上の]関係の解消を言い渡さなくてはならない。消滅は、同意表明の公表時から効力を発生するが、早くても養子縁組の効力発生時から消滅する。

(4)配偶者、登録されたパートナーまたは事実婚配偶者が、自己の配偶者、登録されたパートナーまたは事実婚配偶者の子を養子縁組するとき、家族法上の関係は、第 2 項の基準にしたがい、父母の他方およびその親族とのみ消滅する。

第 198 条

(1)養子および養子縁組発効時点での養子の未成年の卑属に対する扶養料および婚資の給付に対する実父母およびその親族の家族法上創設された義務は保持される。

(2)実父母が 14 歳未満の子に対する自己の扶養義務をその子の養子縁組前に、著しく放置しなかったときには、前項と同様のことは、実父母に対する養子の扶養義務にも適用される。

(3)しかしながら、第 1 項および 2 項で保持される義務は、養子縁組により創設された同じ義務に劣後する。

第 199 条

(1)一方実父母およびその親族と他方養子および養子縁組発効時の未成年の卑属との相続法上創設された権利は保持される。

(2)第 2 親[つまり養親の]系にある養子の財産への法定相続順位は、一方の養親とその卑属が、他方の実親とその卑属に優先する。

(3)養子が一人の人物のみにより養子にされ、かつこの人物またはその卑属も、排除されていない実の親の一方またはその卑属もいるときには、遺産は一第 197 条 3 項 2 文により発生しうる家族法上の関係の解消にもかかわらず一、養親となる者と排除されていない実父母の一方の系統に 2 分の 1 ずつ帰属する。

撤回と取消

第 200 条

(1)裁判所の承認を、以下に掲げるときに裁判所は遡及効をもって撤回することができる。

1. 養親となる者が、養子縁組契約締結時に行為能力を有しておらず、養親となる者が、行為能力獲得後に養親子関係を継続する意思をあらわさなかったときに、職権または契約当事者の一方の申立てに基づいて、

2. 行為能力を持たない養子自身が、養子縁組契約を締結し、その養子に法定代理人がおらず、または行為能力取得後に養子が事後的に同意せず、もしくは裁判所が第 192 条第 2 項でいう法定代理人が拒絶した事後的な同意を補充しなかったときに、職権または契約当事者の一方の申立てに基づいて、

3. 養子が複数の者によって養子にされ、養親となる者が、[裁判所の]承認(Bewilligung)の時点で互いに婚姻していなかったときに、職権または契約当事者の一方の申立てに基づいて、

4. 養子縁組契約が唯一または主として、養子に養父または養母の氏の使用を可能にする、または違法な性的関係の隠蔽のための養親子関係の外観を創設するという意図で締結されたときに、職権または契約当事者の一方の申立てに基づいて、

5. 養子縁組契約が書面で締結されず、かつ[裁判所の]承認決定の法的効力発生後5年経過しなかったときに、契約当事者の一方の申立てに基づいて。

(2)契約当事者の一方が撤回理由(第1項第1から3号および5号)を、養子縁組契約締結時に知らなかったとき、その者が撤回を請求したときには、他方契約当事者との関係では、取消(Aufhebung)(第201条)とみなされる。

(3)養子縁組の有効性を信頼して撤回前に権利を取得した第三者には、承認が撤回されたという主張をすることはできない。撤回理由を養子縁組契約締結時に知らなかった契約当事者の一方の損害については、第三者は撤回の効果を要求することができない。

第201条

(1)裁判所は、養親子関係を以下に掲げるときに、取消することができる。

1. 契約当事者の一方または同意権者の一人の意思表示が、策略によって、または不当かついわれのない恐怖によってなされ、かつ当該の者が、欺罔の発覚または強制状態の消滅後1年以内に申請したとき、

2. 養親子関係の維持が、行為能力をもたない養子の福祉に著しく危うくすると考えられるときには職権により、

3. 養親または養親と実父母の一方の婚姻の解消または無効宣告後の取消し、もしくは養親と実父母の一方の登録されたパートナーシップの解消または無効宣告後の取消し、もしくは養父(養母)の死後の取消しが養子の福祉に資し、かつ取消しに関係する、仮にすでに死亡してしまったとしても養父(養母)の正当な利益に反しないときには、養子の申し立てに基づいて、

4. 養父(養母)と行為能力をもつ養子が取消しを申し立てるとき。

(2)養父ならびに養母に対する養親子関係が存在するときには、第1項でいう取消しは、養父母双方に対してのみ認められる。養父母の一方のみに対する取消しは、養父母の婚姻解消または無効宣告のときのみ許される。

第202条

(1)取消決定の法的効果発生と同時に、養子縁組によって、一方、養父(養母)と養父(養母)の子・卑属と、他方、養子とその卑属との間に創設された法的関係は解消する。

(2)この[取消決定の]時点をもって、一方、実父母とその血族と、他方、養子とその卑属との家族法上の関係は、第197条によって解消したものでない限り、再び復活する。

(3)第1項挙示の時点をもって、養子とその卑属に関して、養子縁組の氏名法上の効果は、

養子縁組が行われなかったかのようにみなされねばならない。

第 203 条

第 200 条および第 201 条挙示の理由とは異なる理由による撤回または取消しは許されない。
養子縁組契約の取消しに関する契約による合意もしくは訴訟(Rechtsstreit)は許されない。

非訟事件手続法

第 86 条 同意表明

(1)養子縁組のための同意表明は、本人によって法廷でなされなければならない。本人による法廷でのこの同意表明に著しい困難または費用を伴うおそれがあり、あるいは裁判所での手続きがまだ開始していないときには、同意は、公文書または認証された文書で表明することができる。

(2)同意表明の伝達の委任は、公正証書または認証された文書で行うことが認められる。

(3)第 1 項の同意表明および第 2 項の委任は、養子および養親を特定して表示しなくてはならない。養親の氏名と住所の通知および承認決定の送達が放棄されるとき(第 88 条第 1 項)には、養親に関する表示は抹消される。

(4)前項の放棄が、第 1 項の文書による表明または第 2 項の委任により行われるときには、そのための公正証書を要する。上記の放棄を含む同意表明は、いずれにせよ本人により法廷で行うことができる。その際、放棄する者は、その表明の効果について教示されなくてはならない。

第 87 条

(1)同意は、第 1 審(第 40 条)の決定まで、文書によってまたは法廷で撤回することができる。

(2)養子縁組の承認手続きがすでに係属しているときには、同意表明の撤回は、裁判所に申立てなければならない。養子縁組を斡旋する官署での同意表明、または斡旋官署に委任がなされたときは、撤回は右の官署に対しても表明することができる。右の官署は、裁判所への撤回の遅滞のない転送を義務づけられている。

(3)同意表明は、それが撤回されなかったかぎり有効なままであり、かつこの同意表明に基づいてその後の手続きも行うことができる。

第 88 条 匿名養子縁組

(1)契約当事者は、合意の上での申立てによって、未成年者の養子縁組の承認に、少年福祉機関を除き、同意権者および被聴聞権者の全員または一人が、養親の氏名および住所、ならびに承認決定の送達を放棄するという条件を付すことができる。

(2)放棄者の求めに基づき、その者に養親の個人的および経済的状況が、一般的に説明されなくてはならない。

(3)放棄者に送達される決定の正本には、養親の氏名および住所が示されてはならない。

(4)第 1 項の条件が付されないときには、申立ては却下されなくてはならない。

第 89 条 承認(Bewilligung)

承認決定は、第 39 条に規定されていることだけではなく、以下のものを含まなければならぬ。

1. 養子縁組の承認についての言渡し(Ausspruch)、
2. 実父母の一方との養子の法的関係の解消、および左の解消への同意が存在するときには、この解消が有効になる時点についての言渡し、
3. 養親と養子の氏名、誕生日と出生地、国籍、帰依している法的に承認された教会または宗教団体、ならびに身分登録簿上のしかるべき登録の指示、
4. 養子縁組の効力発生日、
5. 申立てに基づき、外国の身分官署による養子縁組の完全な記録のために必要なその他の指示。

第 90 条 特別な手続規定

(1) 未成年の子の養子縁組の承認の前には以下の者が聴聞されなくてはならない。

1. 第 105 条の法意にそくした適用をうける未成年の子、
2. 青少年援助機関。

(2) 養子縁組手続きでは、修正動議は許されず、かつ費用は補償されない。第 104 条は、法意にしたがって適用されなくてはならない。

第 91 条

養子縁組の取消の際には、第 88 条および第 90 条第 2 項が準用される。

児童および青少年援助法

第 5 章 養子縁組への協力

原則

第 31 条

(1) 養子縁組斡旋は、児童および青少年に最適な養父母または養父母の一方を得させるという目的をもつ。養子縁組斡旋により実父母と子との関係に相当する関係が樹立されるという根拠のある見通しが存在しなければならない。児童および青少年の利益が優先的に顧慮されなくてはならない。

(2) 養子縁組斡旋および適性判断は、児童および青少年援助担当者に委ねられる。民間の児童および青少年施設による、養父希望者および養母希望者への助言、かれらの準備および専門的な支援、ならびに報告書の作成は許される。

(3) 養子縁組斡旋のための対価の徴収は許されない。

(4) 実父母もしくは父母の一方に関する情報は、文書で記録され、かつ法的に有効な養子縁組の同意から 50 年間保管しなくてはならない。親の配慮を委ねられた者は、養子が 14 歳未満のときには、特に重大な医学的もしくは社会的理由からその点について情報を求めることができる。子が満 14 歳に達した後は、この権利は養子本人に帰属する。

国内養子縁組への協力

第 32 条

国内養子縁組への協力は、以下の活動を含む。

1. 養子縁組の進行前および進行中の実父母双方の助言と支援、
2. 養父希望者および養母希望者への助言、かれらの準備、適性判断および教育、
3. 児童および青少年の必要性に対応する適切な養父母の選定（養子縁組斡旋）。

国際養子縁組への協力

第 33 条

(1)国際養子縁組への協力は以下の活動を含む。

1. 養父希望者および養母希望者への助言、かれらの準備、適性判断および教育、
2. 外国の管轄官署と国際的に交換する文書および法億諸の送達および受領。

(2)第 1 項の任務の遂行の際には、国際条約の諸規定およびその他の国際法上義務、特に子の保護と国際養子縁組に関する協力に関する 1993 年 5 月 29 日のハーグ条約、BGBl. III Nr.145/1999 が遵守されなければならない。

適性判断

第 34 条

(1)国内養子縁組の斡旋もしくは外国への申し込みの伝達前に、養父希望者および養母希望者の個人的適性が、児童ならびに青少年福祉団体(Kinder- und Jugendhilfeträger)によって、判定されかつ記録されなくてはならない。

(2)適性判断に際しては、養父希望者および養母希望者が、委託される養子に資する養育および教育を保証できるのかどうかを審査されなくてはならない。その際、特に、養父希望者および養母希望者の知的および身体的健康、教育についての考え方(Erziehungseinstellung)、教育能力、年齢および信頼性、ならびに家族という組織(Familiensystem)としての負担に耐える能力が考慮されなくてはならない。

(3)養父希望者および養母希望者は、適性判断の枠内で、児童および青少年福祉担当者に、必要な情報を与え、必要な文書を提出し、ならびに部屋の検分を許可する義務を負う。

第Ⅱ部 9か国の養子縁組斡旋制度とその実務手続に関する国際比較

最初に、2014年～2015年度の海外調査班の調査研究に基づいて「9か国の養子縁組斡旋制度と実務手続に関する国際比較表（試案）」を作成した経緯について報告したい。

本調査研究は、4つの分担研究、すなわち、児童相談所調査、民間機関調査、国際養子縁組研究および海外調査研究に分かれて行なわれてきたが、その他に各研究班のコアメンバーが厚労省児童家庭局の家庭福祉課等の担当者と共に、前年度は毎月のように打合わせ会を行ない、児童福祉課から提示された「主な論点」について意見を交わしてきた。この「主な論点」は、本研究の協力者すべてに意見が求められ、その成果が最終的に「中間まとめ」として平成26年度の総括・分担研究報告書に公表された。

今年度は、その流れを一步進めて、2年間のすべての調査研究で得られたデータをエビデンスとして「養子縁組実務のガイドライン草案（素案）」を試作することになった。そのような流れの中で、海外調査研究班では、国別の調査報告を国際的に比較することによって、最近の国際的動向や傾向をより明らかに示すことはできないかと考え、「各国の養子縁組あっせん制度と実務に関する質問票」を新たに作成し、国別担当者に各国のデータの記入について協力を得た。その結果、集った回答および昨年度からすでに提出されている各国の報告書を参考に、「9か国の養子縁組あっせん制度とその実践手続に関する国際比較表（試案）」を作成する作業を行なった。不足するデータについては、その後、国別担当者に補足していただいたところもあり、また、各国の関係機関のウェブサイトから情報を得て一部を補って国際比較表を試作した。

以下では、質問票への各国の回答をカナダ、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、イギリス、オーストリアの順に紹介する。それらをもとに作成した国際比較表を海外調査研究の概要とすることにした。国際比較表1では、米国、イギリス、カナダ、韓国、ベルギーの制度と実践手続を比較し、国際比較表2では、フランス、ドイツ、オーストリア、アイルランドの制度の現状を比較した。

最後に、以上の海外調査研究から示唆された日本への課題を考察する。

1. 2014～2015年度の海外班調査研究に基づく

「各国の養子縁組あっせん制度と実務に関する質問票」への回答

1 カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の場合：回答者 森 和子

A 理念

1 養子縁組の目的をどのように定めていますか

養子縁組法第2条により養子縁組の目的は、「子どもの最善の利益のあらゆる面に最大級の配慮をしつつ、実親家族が家族として機能を果たし得なくなったときに、養子縁組を通して、新たな、かつ恒久的な、家族との結びつきを子どもに提供するところにある。」

2 養子縁組の実務に関する基本的方針や位置づけは何ですか

BC州は、長年にわたり、子どもが実親家庭に留まるために必要な援助を家庭に対して行うためのシステムと共にそのような援助を行っても実親家庭に留まることが困難な子どもに対するさまざまなシステムを構築している州である。

養子縁組の定義には、「子どもに安全と永続の感覚を提供する」「親としての責任遂行を法的に委譲する」「生みの親と養親の2つの家族によって子どもはつながっている」ことを踏まえて子どものために新しいネットワークを作ることである。

B 体制

3 養子縁組に権限ある当局とその任務について

①所属機関名：BC州子ども家庭省

②主な任務：基本的には社会的養護が必要な州内の子どもは里親に託置をする。

公的機関による養子縁組は、主に社会的養護を必要として里親に委託された里子で実親の元に戻る事が不可能な子どもを養子縁組する。

4 中央当局とその任務（養子縁組に関する国又は自治領の代表機関）

①指定機関名：子ども家庭省の局長（ディレクター）

*担当のディレクターとは、養子縁組の専門家として大臣により任命された者。

②主な任務：子ども家庭省及び大臣によって認定養子縁組機関事業の監督等、

認定養子縁組機関は子ども家庭省に3ヶ月ごとにレポートを提出する。

5 養子縁組機関（養子縁組仲介活動を許可されている組織）

①公的機関（設置数）：BC州子ども家庭省の地域のオフィス（14ヶ所）

主に里親委託児童のうち家庭復帰ができない子どもの養子縁組を行う。

②民間機関（設置数）：民間のBC州認定養子縁組機関（4ヶ所）

6 民間の養子縁組機関の認可の条件はなんですか（例、職員、施設、任務等）

それまで地域で子育て支援に実績のある機関7か所が認定されたが、現在は4つの認定された機関がある。養子縁組機関施行規則には、ライセンスの申請について期限が切れる6ヶ月前までに州のディレクターに更新手続きをしなければならない。職員の犯罪歴の確認なども規定されている。ライセンスの中止もしくは取り消しの条項では、養子縁組当事者への最善の利益への手厚い配慮がなされない場合、養子縁組機関施行規則に反している場合などが細かく定められている。

職員：プログラムマネージャー、国際養子の業務のために英語以外の他の言語が話せる職員、養親希望者への研修を行うソーシャルワーカー。

任務：妊娠相談（pregnancy Counseling）、国内養子（新生児や乳児）、国際養子縁組に関わる。養親希望者へのホームスタディなどの研修サービス、カウンセリング、実親へ採算性のサポート。

7 認可された民間の養子縁組機関に国又は自治体の財政的援助がありますか。

どのような経費に対する援助がありますか

基本的には独立採算制ではないかと思われる。ヒヤリングでは、すでに認定養子縁組機関の3か所が閉鎖されており、もっと養子縁組数が増えなければ運営が厳しいとのことであった。

8 最近、養子縁組前提で委託された子どもの数が分かりましたらご記入ください。

①BC州子ども家庭省からの委託：国内養子縁組件数は

2013年から2014年では231人，2014年から2015年では265人

②養子縁組機関からの委託：2011年から2012年で37人，翌年は31人。

③国際養子縁組前提の委託：

受入れた外国の子どもは，2013年から2014年が117人

9 養子縁組機関以外の養子養親の相談支援機関又は支援システムやグループ活動

BC養子縁組センター(Adoption Center of BC)が，実親への支援を無料で行なう。

BC州養子縁組家庭協会(Adoptive Families Association of BC)には，経験のある養親が地域ごとにコーディネーター(Regional Coordinators)として登録し，養親子への1対1のサポートやワークショップ，養親や養親希望者を支援している。

10 養親又は養子縁組機関の職員の研修専門機関について

①養親の研修はどのように行われていますか(プログラムの概要を含めて)

a) 4日間の教育セミナー：養子縁組の現場で経験を積んで資格をもったソーシャルワーカーがセミナーを行う。養親になるためのより良い準備をするための教育セミナーである。内容は，i 養子縁組入門 ii 法律的側面 iii 愛着と養子 iv 医学的問題 v 開放的養子縁組 vi 養子縁組の種類(国内，国際等)vii 別離と喪失 viii 妊娠期のアルコールとドラッグの影響 ix 親族による養子縁組 x 子どもの発達に関して4日間かけてセミナーが行われる。

b) ホームスタディ：養子縁組に関するレポート提出を含むホームスタディは夫婦の場合，別々に行われる。ソーシャルワーカーは家庭訪問とホームスタディを評価し，家庭調書を作成する(養子縁組法施行規則第3条)。

・ホームスタディの内容：(a)出生の両親，将来の養親及び養子縁組された子に関する別離と喪失の問題，(b)養子縁組により親となること，及び生物学的な親となることの相違点等具体的なプログラムが実親を配慮した視点からの構成されている。

②養子縁組機関の職員の研修はどのように行われていますか

職員の研修についてはわからないが、研修スタッフは、社会福祉士資格、社会福祉の修士号、博士号取得者、最近では、養親もスタッフになることができる。

11 養子縁組あっせんの対象となる子どもについて

①法律による規定はありますか（例.年齢やタイプ）

19歳未満の子で、身体障害、精神障害、感情、行動障がいなどの特別のサービスを必要とする子（養子縁組法施行規則第26条）。

②国内養子縁組の対象となる子どものタイプとその傾向

認定養子縁組機関からの養子縁組：実親が自ら養育することができず養子縁組を希望した場合の乳幼児。

子ども家庭省からの養子縁組：何らかの障がいがあり、リスクの高い子ども、きょうだいのいる子どもなど。4歳以降の年齢の高い子どもが多い。

③国際養子縁組の対象となる子どものタイプとその傾向

- ・受入れの場合：乳幼児（中国などはスペシャルニーズのある子どもが多い）
- ・送出しの場合：原則ないと思われる。

C 実践

12 妊婦からの相談に養子縁組機関はどのように対応していますか

①養子縁組機関による対応（情報の提供や妊産婦の保護等）：

養子に出すことを希望している実親又は後見人に対し、養子縁組に関する情報および養子縁組以外の選択肢を提供することと規定（養子縁組法第6条第1項）。

②妊産婦を援助し保護する機関又は施設はどのように組織されていますか

認定養子縁組機関では、妊娠中の相談、カウンセリングサービスと養子縁組サービスを行い、必要な社会資源を紹介している。

③養子縁組機関とこれらの機関とはどのように連携していますか

認定養子縁組機関は、認定される前から地域の子育て支援をしていた機関であるため、地域での他機関とのネットワークは作られている。

13 子どもの親と家族又は第三者が養子縁組機関の援助を明確に希望するとき、家族

が子どもを引取れない場合、どのような手続によって子どもをどこで保護しますか

①その手続：養子縁組された場合、養子縁組に合意した実親又は後見人にただちに通知する。功利的努力をしなければならない（養子縁組施行規則第11条第1項）。

②保護から養親に委託されるまでの委託先とその養育費を負担する者：適切な養親が見つかるまで里親家庭へ委託する。費用は子ども家庭省が負担する。

認定養子縁組機関からの養子縁組の場合、実親は養子縁組のために移動に必要な宿泊費、出産に際しての医療費、子どもの医療費などが将来の養親から支払いを受けることができる（養子縁組法施行規則第10条）。

14 親子関係不明の子ども、棄児、孤児に対して後見人が選任されていますか

・選任の有無：バンクーバーでは棄児はいないが、トロントには赤ちゃんポストのようなものがあると聞いた。

・後見人の選任はどのような形で行われますか：後見が必要とされる場合には、後見人にディレクター等になる場合がある。ディレクター等は、養子縁組の決定あるいは同意の取り消しがあるまで子どもの後見人となる。

15 実親又は後見人による養子縁組の同意について

①子の出生後いつから養子縁組の同意をとることが認められていますか：

生後10日後まで実親の意思が変わらない場合、弁護士立会いの下で同意の署名する。

②同意前に養子縁組に関する情報提供を法律は義務づけていますか：

養子に出すことを希望している実親又は後見人に対し、養子縁組に関しての情報および、養子縁組以外の選択肢を提供する（養子縁組法第6条第1項）。

③同意の形式や方法はどのように定められていますか：

実親に対して事前にカウンセリングをして自分で育てる場合のサポート資源の情報提供をした上で、判断する。認定養子縁組機関では実親向けに養子縁組の情報について書類がパッケージされている。その中の資料を渡して説明していた。

④同意を撤回できる期限は定められていますか：

実母の場合は生後 30 日以内であれば撤回できる。子ども本人の場合は、養子縁組の決定がなされるまでのいかなるときにおいても、養子縁組の同意を取り消すことが出来る（養子縁組法第 20 条）。

⑤同意は親権委譲を伴いますか。伴う場合、手続を代行する後見人を設置しますか

養育権(custody)とは、子どもを養育する法的な権利で親権とは異なる理念に基づく概念である。養子縁組法の中において親権(parental right)という概念はほとんど使用されていないという。

16 子どもによる養子縁組の同意は何歳から必要とされていますか

12 歳をこえる子どもには、養子縁組の同意書が必要である（養子縁組法第 12 条）。

17 子どもの養子縁組の可能性を決定又は確認するための第三者機関はどこですか

養子縁組法によって裁判所(the Supreme Court)には、養子縁組の決定を出す権限が与えられている。裁判所はディレクターに対し、必要とする養子縁組の決定の適用に関して、いかなる問題でも調査を要請することができる（養子縁組法第 34 条）。

裁判手続きにあたって a 社会福祉士 b B C 州社会福祉士事業登録会により養子縁組の業務を承認された者 c 精神学を修め開業医として登録された者 d 心理学者として登録された者が報告書の作成をする権限が与えられている（養子縁組法施行規則第 16 条）。

18 養親希望者の相談と支援について

①情報提供に責任ある機関はどこですか：

養子縁組機関（子ども家庭省、認定養子縁組機関）が責任を負う。

②養親希望者への養子縁組に関する情報提供はどのような形で行なわれますか：

養親希望者には、子どもの生物学的家族の病歴・経歴に関する情報を提供することが定められている（養子縁組法第 6 条 1 項）。

③養子縁組機関は養親希望者の申込みを受理する前にどんなことに配慮しますか：

a. 委託前のサービス b. 養子縁組計画の作成 c. 同意の準備 d. 子どもの健康と家族的背景の調書を作成 e. リーズナブルなカウンセリング f. 子どもの委託6か月後のサービスなど。

財政面では、養子縁組費用施行規則によりいかなる時も養親希望者や養親から寄付金を受け取ったり、求めてはならないと厳しく規定している。

④申込を受理するとき、機関は機関と養親希望者の権利義務を明確にするために契約等を交わしますか：

子どものディレクター等は、子のケアや養育権を養親となる者に移すことができる（養子縁組法第25条）。

⑤養親の養子を育てる適性を知るためにどの機関がどんな調査をしていますか：

- ・調査機関：認定養子縁組機関，子ども家庭省
- ・調査内容を文書化したものがありますか：ソーシャルワーカーには家庭訪問とホームスタディの評価をして家庭調書を作成することが定められている（養子縁組法施行規則第3条）。その内容には，(a)出生の両親，将来の養親及び養子縁組された子に関する別離と喪失の問題，(b)養子縁組により親となること，及び生物学的な親となることの相違点等具体的なプログラムが準備され，実親を配慮した視点からのプログラム構成となっている。

— 適性を評価する機関はどこですか：認定養子縁組機関，子ども家庭省

— 評価基準を文書化したものがありますか：養親候 AFE(Standard analysis Family Evaluation)(6)というアメリカで作成されたアセスメントを使用。

19 子どもに養親を選定するためのマッチングはどのように行なっていますか

①国内養子縁組の場合：養子縁組を目的として子どもを託置する場合，養親を実親側が選択できる。子どもの同意（12歳以上の子ども）が要求され，原則的にはディレクター又は養子縁組機関を介在させ，しかも，裁判所の決定を経る等，さまざま段階でチェック機能の働くシステムになっている。

②県境を越えて広域的に行なう場合：認定機関が現地の養子縁組機関と連携し行う。

③国際養子縁組の場合：